

IFRS 財団御中

公益社団法人 日本証券アナリスト協会
企業会計研究会

意見募集「体制とその有効性に関する評議員会のレビュー： レビューにあたっての論点」について

日本証券アナリスト協会の企業会計研究会は、2015年7月7日に公表された意見募集「体制とその有効性に関する評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」（以下 RV）について、意見書を提出する。当協会はアナリスト教育試験制度を運営する公益社団法人で、約 26,000 名の検定会員を擁する。企業会計研究会は当協会の常設委員会で、アナリスト、ポートフォリオマネジャー、公認会計士、学識経験者を含む 15 名の委員で構成され、国際会計基準審議会（以下 IASB）や企業会計基準委員会（以下 ASBJ）の公開草案などに対して意見を表明すると共に、ASBJ や金融庁などと意見交換をしている。

記

財務報告書の利用者の立場から、いくつかの個別質問に沿って、我々の意見を述べる。

Q1 上述の帰結を考慮したうえで、現在の当組織の基準開発の焦点の外（特に、民間の非営利セクター）に IASB が任務を拡大すべきかどうかについて、どのように考えるか。

多くの重要な IFRS の個別基準がまだ開発途上にある現状では、IASB は公開企業に関する会計基準の開発に軸足を置いて運営するという基本姿勢を崩すべきではないと考えているため、IASB の任務を拡大することに我々は慎重に考えざるをえない。ただし、経済活動に占める民間の非営利セクターの重要性は今後も高まると予想されるため、将来的な国際基準の開発に備えて、引き続き民間の非営利セクターの動向を注視することを提案する。

Q2 IASB が上述のような協力を通じてより幅広い企業報告における進展に積極的な役割を果たすべきであるという提案に同意するか。

証券アナリストや投資家といった財務報告書の利用者にとって、統合報告などのより幅広い企業報告の内容の充実は、企業分析の効率化に寄与するために大歓迎である。我々も、

IASB が長年かけて蓄積した知見を、より幅広い企業報告の改善に役立てるべきと考えている。ただし、多くの重要な IFRS の個別基準がまだ開発途上にあるため、RV の第 28 項の「当組織の現行の協力の形態の方が、IASB が業務の範囲を伝統的な財務報告の境界線の外に広げるよりも、適切なアプローチであると引き続き考える。」という見解に同意する。従来通り企業報告ダイアログ (CRD) への積極的な参加者として、IASB がこの分野に関与していくことを期待している。

Q3 IFRS タクソノミについての当財団の戦略に同意するか。

同意する。XBRL 関連業務を行っている情報ベンダーは、必ずしも会計基準の内容に精通していないため、情報ベンダーの誤解に基づいて処理された会計情報が、多くの投資家に迅速かつ大量に提供され、利用されるリスクは高まっている。我々も、IFRS の正確なデジタル表現を実現するには、会計基準設定主体の積極的な関与やチェックは必須と考えており、IFRS タクソノミについての IFRS 財団の戦略に同意する。

Q6 IFRS の首尾一貫した適用を促進するために当財団が行っている事項について、どのように考えるか。人員確保や他の制約を考慮したうえで、この領域において当財団が行うことが可能であり、かつ、行うべきこととして、他に何かあると考えるか。

現実の商取引や金融取引が複雑化する一方で、IFRS の個別基準も複雑化しており、IASB が基準開発のみに力を入れていたら、IFRS の首尾一貫した適用の実現は不可能である。我々は、IASB の啓蒙活動、教育機能が財務諸表の利用者に対してはまだ不十分と感じており、ガイドラインの策定、教育活動、適用後レビューなどに、現状よりもきめ細かく積極的に取り組むことを期待している。

また、IFRS 財団及び IASB は、各法域や各業種に固有の取引慣行に関する情報を収集・分析することから始めるべきであろう。しかし、IFRS 財団や IASB のリソース上やその他の制約を考えると、他の会計基準設定主体や学界の協力を仰ぐということがより現実的であろう。我々は、実務におけるバラツキの現状認識から始めることが首尾一貫した適用を実現するための第一歩と考えている。

そのような調査結果を踏まえて、実務上のバラツキが特定された分野に関しては、IFRS の国際的な利用の拡大に対応してその様な取引にはどの様に IFRS を適用すべきかについて IASB が解釈指針や教育文書を示すことも、IFRS の首尾一貫した適用の実現には有効と考えている。

Q10 戦略および有効性のレビューの焦点及び頻度を上記のように変更する提案に同意するか。

我々は、IFRS 財団の戦略および有効性のレビューと IASB のアジェンダ協議は、その頻度と実施時期を連係させた方が効率的であると考えている。我々の議論では、経済環境や事業環境の急速な変化に対して 5 年サイクルは長すぎるとの声もあったが、IFRS 財団のリソースの制約などを考慮して、5 年サイクルへの変更に同意する。ただし、IFRS 財団の戦略や IASB のアジェンダについて途中経過を把握して問題点や改善策を検討するため、途中経過のチェックに有効な仕組みについて、IASB と協力して検討することを提案する。

Q11 定款に示す IASB のメンバー数を 16 名から 13 名に削減する提案及び地理的分布の改定に同意するか。

改定には同意しない。一般論として人数が少ないほどコミュニケーションが活発になり易いことは理解できるが、16 名と 13 名でコミュニケーションの活発度に大きな差があるとは考えられない。RV の第 90 項に示された 6 つの要因を見ても、定員を 3 名減らさねばならない明確な理由が我々には理解できない。我々は、2014 年 7 月以降、現状の 14 名体制でも IASB は特に問題なく審議を続けてきたと理解しており、IASB のメンバー数を現状からさらに 1 名減らす必要はないと考えている。

Q12 定款の第 27 条を削除するとともに、第 25 条の文言（IASB メンバーの経歴に関するバランスを定めている）を修正する提案に同意するか。

定款の第 25 条に「市場ないしは金融規制機関」という文言を追加する提案に対して一部の企業会計研究会委員から強い反対論があった。以下は、多数意見ではないものの、他の数名の委員からも、これら少数意見に対してもっともな点もあるとの賛意も見られた。以下、少数意見としてこれを記しておく（以下、「我々は」というのは少数意見を示す）。

「規制当局は、現在でもモニタリング・ボードを通じて間接的ながらとは言え、基準設定のデュープロセスに対して相当強い影響力を行使できる。我々は IFRS 財団と IASB の三層構造のガバナンス構造についてはこれを容認するが、会計基準設定プロセス自体は、規制当局から完全に独立し、民間部門の自己規律に委ねられるべきであると考えている。

仮にもし数名の規制当局出身者の IASB 理事枠を新たに設けるとしても、それは資本市場規制当局者に限定されるべきである。金融規制当局は、金融機関を直接的に規制し監督する。彼らの規制当局としての原則は、本質的に IASB が敬意を払うべき市場規律とは相容れないものがあると、我々は懸念している。

以上